

「番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（案）」に寄せられた意見一覧及び区の考え方

※「意見」は原文のとおり表記しています。

No	意 見	回 答
1	<p>本条例案で独自利用しようとする事務は、人の一生のうちに全く利用することがないか、あっても数回程度の人が、多数であると推測される。</p> <p>そのような頻度の少ない事務のために、情報漏洩や個人番号を用いた違法な個人の特定や、プロファイリングに利用されるリスクのある個人番号制度を利用する意味はないどころか、プライバシーの侵害につながるリスクがある。</p> <p>住民票・課税・生活保護などの情報を照会するには、申請書に「公簿により各種情報を確認する旨の同意書（署名欄）」を印刷し、記入するようにすればいいだけである。本条例案自体が必要ない。</p>	<p>本条例案における3つの事務は、番号法に定める事務と一体的に行政手続を行っていることから、法に定める事務と同様にマイナンバーを利用することで、効率的かつ正確な事務手続が可能になるものと考えております。</p> <p>なお、マイナンバー制度においては、手続の際の厳格な本人確認の義務付けや個人情報の分散管理、通信の暗号化など、制度・システムの両面からさまざまな安全策が講じられており、本区においても、個人情報保護に万全を尽くしつつ、マイナンバーの利用開始に向けて準備を進めてまいりますので、何卒ご理解の程お願いいたします。</p>